

# 東洋史研究

第七十卷 第三號 平成二十三年十二月發行

## 南宋判語所引法の世界

青 木 敦

はじめに

- 一 判語所引法律の分類
  - 二 判語所引法律條文一覽
  - 三 既知の法典との比較
    - 1 『慶元條法事類』との關係
    - 2 判語法の由來
- おわりに

はじめに

以前から指摘されているように、宋代には他の時期には見られない多量の民事的法律が、主として判語に引用される形で見出される。<sup>(1)</sup>これに對して、刑事的規定を主とした明清代の律・條例の體系にあつては、民事的司法判断は法よりも地方官の裁量に任される部分が大きかつた。そこで、滋賀秀三氏が「宋代の方が清代よりも民事的法規の内容が豊富であつ

たという印象を禁じ得ない」、<sup>(2)</sup>「南宋の判語集である『名公書判清明集』からは、當時の法典が殆んど今日に傳存しないためではあるが、他からは知ることのできない少なからざる分量の重要な民事的法規が拾集し得られるけれども、清代の判語に同様の期待をかけてもそれは空しい」<sup>(3)</sup>と述べるほどの量の法律、特に民事的な法律が、宋代に限っては見いだされるのである。

そもそも、宋朝とは、唐王朝以來、五代を経て初めて長期的に安定した政治を實現した、大王朝であった。しかも當初から華北北方を領有せず、北族の建國によらず、江南から漕運の便の良い開封に都を置き、さらに南宋には長江流域に社會・經濟・政治の基盤を置いた、南朝以來の本格的な南中國の政權でもあった。滋賀氏の着想に沿って考えるなら、北朝から以來唐に受け継がれた均田制・課役制から脱却し、自由な土地取引が實現したが、にもかかわらず、依然として「行政すべてを法の下に置こうとする律令の制度意思は執拗に貫かれた」<sup>(4)</sup>ところに、こうした夥しい法典・法律の存在原因がある。そしてこのような制度意志は、遅くとも明初以降には、消滅してしまう。だが、こうした法と社會との長期的な關係についての理解は、滋賀氏の着想以降、具體的に證明されてきたとは言いがたい。なぜならば、社會的法律利用の舞臺となった判語において引用される法律條文が具體的に何であるか、それらには現存の宋代法典と比較してどのような特色が見られるのか、といった基本的な點の解明が、必ずしも十分ではないからである。また裁判の場における法を考察するということは、當時の人々と法との關係を問うことでもある。つまり行政においては、財政や軍事、人事などの部門が重用されたであろう。だが、法が利用されたのは、政府内部においてだけではなく、人口の大半は、縣や州において、官衙と接していた。そこで生きていた法とは、官衙の人事・財務よりも、土地取引法や養子法など、人民一般にとってより切實な人々相互間の紛争に關するもの、差役・徴税など、人民と官衙の間に起こり得る紛争に關するものなどであったに違いない。法は、それを用いた當事者を抜きには、論じ得ない。ことに健訟が問題となっていた江西においては「以えらく、其の冥然として無知なるは、難治の所以なり。今、袁の民、既に皆な法を知れり。是れ、難治たらざるなり」<sup>(5)</sup>と人民は法

律を知っていることが望まれており、また實際、健訟の地域である江西・湖南では法律學習が盛んに行われていたのだから、<sup>(6)</sup>なおさらである。例えば判語に複数回見られる「諸典田宅者、皆爲合同契、錢、業主各收其一」という法は、「常人の共曉する所」つまり民間において廣く知られている法であるという。<sup>(7)</sup>人々が習熟していたこうした法律は、宮廷における儀禮や人事上の法令とは異なり、人口の大半に關係するという別の意味を持っていたと考えるべきであろう。そしてここで重視された諸法律が、既存の法典とどのように違うのか、といった傾向性についても、決して十分に注意が拂われてきたわけではない。本稿は、これらの點を明らかにすることを目的としている。

もつとも、判語所引の法ではなく、法典そのものの編纂史は、これまで相當程度が明らかにされてきた。<sup>(8)</sup>宋代ではまず『宋刑統』と『建隆編敕』が編纂され、以降編敕が熙寧年間まで數回編纂された。元豊以降南宋にかけ、編敕にかわって、敕令格式が編纂され、さらに淳熙以降には參照の便を圖って條法事類が並行して編纂された。そのほかに、北宋前半は編敕、元豊から南宋にかけては敕令格式の形をとって、特定部局や特定の用務に關する特別法が、敕や令を編纂する形で少なからず發布された。<sup>(9)</sup>こうした法典の系列の中で、我々が目にすることができるものは、せいぜい『宋刑統』、『天聖令』、『慶元條法事類』(以下、『事類』)であり、また『永樂大典』からかなり復元できるものとして『吏部條法事類』(以下、『吏部條法』)などがあるに過ぎない。<sup>(10)</sup>しかし記録を見る限り、南宋初期の約三〇年間で、海行法が總計二六二〇餘卷であったとされるなど、<sup>(11)</sup>發布された法律の數で言うなら、それはたいへんな數にのぼる。ことに續降指揮は、南宋には數千、數萬ともなる。<sup>(12)</sup>本稿が扱うのは、南宋の敕、看詳、申明、令、指揮のこの氣の遠くなるような膨大さの中で、判語に引用された法律體系が、どういった部分に位置するのからである。『事類』は確かに、敕、令、格、式、申明などを載せるが、戸婚關連の部門を含むかも知れない卷三八〜四六などに大きく缺落があり、南宋慶元に施行されていた諸法の海の中の平均値とは言えない。そもそも宋初から隨時發布された敕や元豊以降の令に平均値というものを設定することにあまり意味はないかもしれないが、ともかく目下我々が法典として目に見えるのは、天聖までの律・令、および南宋末期の『事類』

所載の一部に過ぎない。仁井田陞氏の『唐令拾遺』<sup>(13)</sup>がごとく、宋一代の敕・令を諸史料に徴し、できる限り再構成することは将来的な課題ではあるものの、現在の研究段階はまだそこに至ってはいない。

これに對して、現存する南宋判語である『清明集』『勉齋先生黃文肅公文集』『後村先生大全集』『文文山集』『朱文公文集』<sup>(14)</sup>の引用條文を收集整理するだけでも『事類』にはない相當の法律條文を知ることができる。そして近年、主として高橋芳郎氏らによつて、判語に關する高いレベルの譯注が作成され、そうした中で諸法律についても検討が加えられているし、それ以前から、判語中の法律は、様々な研究分野で繰り返し取りあげられてきている。さらに、『清明集』など判語所收の法を抽出する試みも、行われてきた。例えば仁井田氏<sup>(15)</sup>や徐道隣氏<sup>(16)</sup>がそうであり、近年は王志強氏が同様の作業を行っている。<sup>(18)</sup>ただ譯注では、現存の南宋判語中の法律全體について分析が加えられているわけではないし、仁井田・徐兩氏は當時知られていた宋版戸婚門についてのみである。<sup>(19)</sup>この中で、王氏の列擧は、明版『清明集』以外にも、判語の法を、知りうる限り律、敕、令、格、隨敕申命、赦などに割り當てようとしており、現在最も依るべき有益な作業である。<sup>(20)</sup>本稿も、同氏論考を十分に参照はしているが、同氏は、裁判において法と見なされていなくとも、既知の律、赦などの對應が想定できれば、積極的に採録している。だが一方で、判語に「法」とあれば、法典に對應がなくとも採っており、基準が一定しない。またここで言う判語とは異なる「岳少保証證斷案」なども對象としている。そこで本稿では、分類についての諸問題を検討したのち、あらためて判語所引條文を抽出し、一覽にして掲げる。そしてそれらが持つ傾向性や、律や唐・北宋の令、『事類』との關連などを明らかにしつつ、宋代法典史全體の中における、判語所收法の位置づけを試みる豫定である。

## 一 判語所引法律の分類

まず、判語所收の法（以下、簡略に「判語法」などと稱する）を整理する上で、その分類法を定める必要がある。法律を分

類する際、可能であれば、律・敕・令・指揮等に基づく形式がすつきりはするが、それは難しい。無論、裁判の判断基準には、證言や證據、推認、先例、禮、情など様々なものが含まれるが、判語等に「法に在りては」等と述べられる「法」には、禮や情は含まれない。<sup>(21)</sup>一方、敕か令かなど出所不明ではあっても、明確に、何度も「法」「條」として引かれる條文も少なくない。將來の個別的な研究で若干は解明されるかも知れないが、現段階ではこれらは相當な割合になるので、結局形式別ではなく、仁井田・徐兩氏のように、隨意に分類するしかないのである。本章ではまずこうした法の特定、新たな分類法に關する問題點を整理したい。

律は隋以來、名例以下の一二編に固定された。この一二の編目は律のみならず宋代までの法典分類の基本であり、宋には、律と並ぶ法典の柱であった敕もまた、分類される際はこの律と同じ一二編によつた。<sup>(22)</sup>本稿でも判語中の法律のうち、明確に律、敕と比定できるものは、この一二編に分類する。今ひとつ、行政法規の分類には『周禮』に淵源する『唐六典』の六分類があり、それは『大元聖政國朝典章』（以下、『元典章』）、明洪武元年の律、明清律へと受け繼がれた。法典史を眺めたとき、こうした唐までの律の流れ、六部に即した六典・『元典章』・明清律の流れの二つがあるが、一方、令は律とは異なつた独自の編目に整理され、それはことに宋代にかなり變化する。<sup>(23)</sup>隋開皇令、唐武徳・貞觀・永徽・開元七年・開元二五年令、宋淳化・天聖・慶元令、金泰和令、元『通制條格』などについては仁井田氏がすでに對應の一覽表を作成しているから詳細はそれに譲るが、<sup>(24)</sup>ことに開元の二七篇において一旦編目は確定した。しかしこれは、元豐以降慶元にいたるまでには大きく變わる。その中で、少なくとも南宋の『事類』の敕・令・格・式等の項目については、その延べ條文數も含めて川村氏がすでに分類・列擧しており、<sup>(25)</sup>南宋の令の編目と唐令のそれとの對應についてはほぼ知られている。<sup>(26)</sup>本稿でも、南宋末の判語に見える令の分類については慶元令を基礎とする。

南宋の法律内容の傾向性を見ようとするときに、律・敕は律名、令は『事類』を基準に慶元令のそれに準じるべきであるが、もとよりそれが何敕であり何令であるか、推測はある程度可能であっても、なお不明な法律が多い。王氏の分類で

も「形式不明之法條」が最多である。さらに、律・敕・令の分類に當てはまらない指揮も重要な役割を持つ。<sup>(27)</sup> そうしたことから全體としては、やはり仁井田・徐兩氏の様に別の分類法が必要となる。またこのような律・令の分類が實務に馴染まないことは當時からすでに認識されており、南宋に編纂された條法事類の芽は、「類を以て相い従い、省覽に便たり」と、法律を事類の相似たものによつて編纂され、開元に律令格式とともに頒布された『格式律令事類』（唐律令事類）四〇卷にあるとされ、<sup>(28)</sup> こうした分類が行われること自體、律令の形式にはかなり早くから、現實の利用とは一定の距離があることが意識されていたことを窺わせる。もし『格式律令事類』以來南宋の條法事類に至る、この分類の傳統が傳わっていたならば、これも判語法の分類の参考になり得たかも知れないが、残念ながら『事類』の殘存部分以外には手がかりがない。なお史料上、關連法律がまとめられて「戸絶法」「戸絶田産法」「限田法」などのジャンルの名稱が冠されることが多いが、こうした通稱は特別なもので全體の一部に過ぎない。では、どういった分類方法が可能かと言えば、参照となる枠組みがない以上、結局は隨意に分類するしかないのである。例えば戸婚門の法律分類において、徐氏は、『宋刑統』に基づきつつ、としながら、

入道、財産、分産、別宅子、抱養、繼絶、立繼承産、戸絶法、遺囑、田宅、婚姻、鬪訟、負債、交易

の諸項目を立てている。若干、『清明集』の項目が意識されているようである。また仁井田氏は、<sup>(29)</sup>

質庫・解庫と動産質及び利息、不動産質、親族及び隣地者の先買權、出訴期限、土地臺帳、離婚、養子と立繼及び命繼、家族共産、遺言

としている。兩氏とも、律名にも事類の傳統にもよらない、独自の分類法である。

一方、母體たる判語そのものの分類法、ことに『清明集』の門目は無視しがたい。だがこれも、事案ごとの分類であつて、そこに引かれてある法律が、同書中の別の門に見えることも少なくなく、全面的にそれに依ることもできない。結局、判語での利用實體を考慮した新たな分類法が必要である。そこで本稿では、内容に基づきつつ、若干『清明集』の門別を

参考とし、それより下はあくまで既知の法律文言の語句を重視しつつグルーピングすることとする。戸婚門の配列においては、あくまで仁井田氏か徐氏のたてた項目を踏襲しても良いのであるが、ただ徐氏の分類ではたとえば土地関係の諸條文のいくつかは「田宅」「負債」「交易」にまたがるし、「出訴期限」の法の多く、および「親族及び隣地者の先買權」の法はいずれも不動産取引であり、これはひとまとまりであってしかるべきである。また獨立させられている「戸絶法」は「分産」の一部分であると言える。「別宅子」、「繼絶」、「立繼承産」はかなり似通っており、これは繼絶の下部分類たるべきである。そこで、本稿では民事的法律の主たる出所であり隨一の裁判記録である『清明集』の門を参考に、大分類として官吏門・賦役門・戸婚門・懲惡門を設けた。<sup>(30)</sup> 戸婚門と懲惡門は、總量も多く、内容も多岐にわたるので、その下に中分類としてそれぞれ「土地取引」、「家産分割」、「婚姻」、「養子」、「孤幼・檢校」(以上戸婚門)、「司法」、「暴力」、「偽造・詐欺」、「その他犯罪」(以上懲惡門)の項目をたてつつ、さらに官吏門では「詐假官」以下、また「戸婚門 土地取引」では「問隣」以下の小項目を置いて法律を配置した。大分類・中分類には左表のように文字を附し、條文に番號をつけてある。第二章の一覽表がその結果である。

ここではこの字に附した番號によって、法律の一條一條を示すこととするが、この作業にはどうしても最後まで不明な部分が残る。まずは取意文の扱いである。『清明集』に數か所、「不應爲の罪を科す」「不應爲に坐す」「不應爲に照らす」とあるのは明らかに雜律不應爲條を指すのであるが、法と明言されていないという一事によって、敢えて採録していない。<sup>(31)</sup> 同様に、多くの節略は除外せざるを得ない。文章中に法典が如何に入り込んでいるかは、今後の課題である。「法」の範圍はあらためて考えるべき問題で、ここでは「法」「條」以外にも、「律」「敕」「令」「指揮」「看詳」な

|      |     |       |     |
|------|-----|-------|-----|
| 官吏門  | 〔官〕 | 孤幼・檢校 | 〔幼〕 |
| 賦役門  | 〔役〕 | 司法    | 〔訟〕 |
| 戸婚門  | 〔田〕 | 暴力    | 〔盜〕 |
| 土地取引 | 〔田〕 | 偽造・詐欺 | 〔詐〕 |
| 家産分割 | 〔産〕 | その他犯罪 | 〔惡〕 |
| 婚姻   | 〔婚〕 |       |     |
| 養子   | 〔繼〕 |       |     |

ど、個別の形式によって引用されているものも取意文と言えなければ採録している。明確に一つの法律条文が複数個所に  
出ている場合はまとめる一方、また一つの条文が複数の要素から成り立つ場合もある。しかもこうした判語の法の世界に  
おいては、人々が一言一句、当該法律を嚴格に知っていたと考えるより、法のパーツを理解していればよいという場合も  
あったであろうし、また本来複数のパーツからなっている法律を一つにつなげ、それが通用している可能性も否定できな  
い。方岳は、判語に多く見られる二〇年規定は「契要不明、過二十年、不得受理」「契要不明、錢主或業主亡者、不得受  
理」という二つの法律を「世人」が曲げて一條文と見なしている、としている。ここでは敕・令等の正確な復元を目指す  
のではなく、あくまで、判語に現れた形での法律を列挙することを主眼とし、その中で、相い類似したものは、でき  
る限りにおいてまとめることとした。たとえば一例であるが、いずれも『清明集』中に五度にわたって「無子孫、聽養同  
宗昭穆相當者」という「法」が引かれている（繼1-3）。しかし法あるいは令として引かれている四度（繼1、2）のう  
ち、二回は明確に末尾に「爲子孫」を加えられており（繼1）、二回は加えられていない（繼2）。加えられた形がおそら  
く南宋令で、唐令・北宋天聖令にはそもそもこれに相當する文字はない。實際には雙方の形での引用が見られるので、こ  
の一覽表では分けて記してある。(34)法典の文言より判語中の引用の形を優先するのは婚6も同様である。本條の「有七出」  
は、日本令とともに唐令復元の裏附けとされているが、本稿は『唐令拾遺』のごとき復元は行わない。(35)その他産1は、あ  
るいは『宋刑統』一二戸婚律「子孫不得別籍」の罰則部分を一言で「許さず」と表現したものかも知れないが、判語所引  
の形は産1である。また繼16-18もいわゆる律の許立異姓三歳以下の法（『宋刑統』一二戸婚律「立嫡子違法」）に近いが、除  
附規定などに着目すれば恐らくは律そのものではなく、戸令などである可能性も高いため、別個に法條として採録する。  
もつとも、この三條は同一條文である可能性も高い。盗8も文言から雜律（『宋刑統』二六「監主於監守内姦」）とはしない。  
一方、従来から研究がなされている戸絶分産について、最大公約數的な卷八范應鈴のものが仁井田氏によって「完條」  
として採られているが（産12）、(36)でもこの「完條」を掲載し、いずれもその節略たる若干の條文は出典を載せるにと  
(37)



どめる。いわゆる二〇年規定も、毛色の違うものは別條としつつ(田6)、同一條文と推察されるものを一條としている(田5)。「動産取引・利子」の田28は、動産に關する雜敕申明であり、本來は「土地取引」に分類するのは適當ではないが、動産取引についての法規はほとんどなく、取引法であることから分類上簡便のため、ここに附した。畢竟、こうした形で再録するかは、ある程度残り方の程度に左右されざるを得ない。もうひとつ、『清明集』の門別に従う以上、律の分類から乖離せざるを得ないケースも生じる。官1と詐1~3は詐僞律、官8と役6は詐僞敕に屬するが、『清明集』の門を重視して、詐にまとめず官、詐などに振り分けている。さらに言うまでもなく、法律條文には、それぞれの分野において研究がなされているから、産12も(戸絶分産)に含めたため、繼15とは離れてしまった。このようにここでの法の復元、分類等はどうしても暫定的なものにしかなり得ない。そうしたやむを得ない妥協の上にとりあえず分類したおおよその内容を、大雑把に記すと、以下の通りである。

〔詐假官〕官位の詐稱、不當人事、人事文書の不正(官1~6)、〔監臨職〕官吏が財物を取る不法(官7~13)、〔總則、他の犯罪〕雜歴、官吏の刑事的犯罪(官14~19)、〔限田〕官戸の限田(役1~3)、〔賦役〕民間の差役(役4~7)、〔問隣〕土地親隣先買權(田1~4)、〔出訴期限等〕土地典賣訴訟出訴期限(田5~8)、〔重疊〕土地二重典賣禁止(田9~11)、〔離業〕土地典賣後の立ち退き(田12)、〔有利債負准折〕債務の金銭による引き當て禁止(田13~15)、〔墓塚〕墓地關係(田16~18)、〔印契・投稅〕土地典賣契約、納稅(田19~26)、〔動産取引・利子〕動産抵當(田27~28)、〔分産條件〕父母の存否、年齢等による家産分割條件(産1~4)、〔標撥〕財産とりわけ(産5)、〔分産出訴期限〕家産分割に關する典賣訴訟出訴期限(産6)、〔遺囑〕遺言(産7~9)、〔戸絶財産〕戸絶財産分割(産10~14)、〔婚姻要件〕年齢等婚姻の條件(婚1~4)、〔定婚〕婚約(婚5)、〔離婚〕離婚處罰要件(婚6~9)、〔改嫁〕改嫁條件(婚10~12)、〔婚姻財産〕夫婦間での財産配分(婚13~17)、〔立繼條件〕同宗昭穆相當、族長、亡夫の意思、接脚夫(繼1~15)、〔三歳以下異姓聽收養〕異姓收養條件(繼16~18)、〔贅婿財産〕養子取り分(繼19)、〔孤幼・檢校〕遺兒

養育(幼1-5)、〈司法通則〉量刑・訴訟原則(訟1-3)、〈訴訟手續〉鄉村での訴訟一般則(訟4-6)、〈檢死〉檢死規定(訟7)、〈捕亡〉公私の犯人逮捕(訟8-10)、〈殺人〉殺人(盜1-2)、〈傷害・犯姦〉傷害姦淫(盜3-8)、〈自殺〉自殺(盜9)、〈強盜〉強盜(盜10-13)、〈脅迫〉渡し場での恐喝(盜14)、〈無故人縣門〉衙門への不法侵入(盜15)、〈どなる〉州縣官に怒鳴る(盜16)、〈詐爲文書〉文書偽造(詐1-3)、〈貨幣剪鑿〉銅取り出し賣買(詐4)、〈賣買、質借、投託〉質借名目等での詐欺強奪、(詐5-6)〈禮教〉親族相容、供養(惡1-4)、〈屠牛之禁〉殺牛(惡5-6)、〈僧道〉僧道の犯罪、分産(惡7-8)、〈喫菜事魔等〉カルト宗教(惡9-12)。

こうして分類できる法律の数は、判語における登場回数である二〇〇強から、重複を整理し一七五となる。

## 二 判語所引法律條文一覽

本章では以下、右に述べた分類基準に基づきつつ、南宋判語に見える法律條文を一覽の形に挙げる。實質的に法律の存在が知られても、條文引用形式でなければ採らない。<sup>(38)</sup> 引用形式であれば、指揮、單行敕等も含め、看詳は對象敕の次に同番號として付す。なお、條文の出典は( )内に書名、卷數、判語著者名、判語タイトル順に記し、その條文の名稱(法、律、敕、戸令など)を「」で記す。對應條文が法典に見られる場合、( )内の出典の次に、書名、卷數、(律の場合)は律名、掲載箇所等を適宜記す。律は『宋刑統』(「刑統」と略、分類は同書に従う)によって示し、また署名の『』等は省略する。

### 官吏門(官)

「巡檢因實取乞」[法]。刑統二五詐僞律「詐假官」

官2 諸詐冒蔭補者徒三年、僞妄出官減二等。(清二范「冒

〈詐假官〉

官借補權攝不法」[法]

官1 諸詐假官者、流二千里〔謂僞奏擬之類〕。(清二宋

官3 諸因進納及陣亡換納補受、不理選限、將仕郎差權攝

職事及被差者各以違制論。(清二范「冒官借補權攝不法」〔法〕。事類六職制門「權攝差委」職制敕)

官4 諸縣令闕、輒差寄居、待闕官權攝并授差者、並以違制論、而因收受供給坐。(清二范「冒官借補權攝不法」〔法〕。事類六職制門「權攝差委」職制敕)

官5 諸添差官違令兼權職事、計所請俸給坐賊論。(清二范「冒官借補權攝不法」〔法〕。事類六職制門「權攝差委」職制敕)

官6 諸攝州助教犯公罪流、私罪徒。追毀補授文書、敕授者批毀申納。(清二范「冒官借補權攝不法」〔法〕<sup>①</sup>)

〈監臨賊〉

官7 諸欺詐取人財物滿五十貫者、配本城。(清二宋「與貪令拮擲鄉里私事用配軍爲爪牙豐殖歸己」(檢法書擬)〔法〕、清一二宋「舉人豪橫虐民取財」(檢法書擬)〔法〕<sup>②</sup>)

官8 諸詐欺官司、以取財物、贓五十疋、命官將校奏裁、餘配本城。(清二范「冒官借補權攝不法」〔法〕。事類一一職制門「差破宣借」旁照法詐僞敕)

官9 諸詐欺官私、恐嚇取財物者、贓五十疋、配本城。

(清二蔡「豪橫」〔敕〕)

官10 諸領寨官爲監臨、受財十五疋者絞、其命官將校奏裁。(清二宋「巡檢因究實取乞」〔法〕)

官11 監臨主守自盜、贓滿三十五貫者絞。(清一蔡「任滿巧作名色破用官錢」〔法〕。刑統一九賊盜律「強盜竊盜」、事類一七文書門「毀失」、事類三三財用門「點磨隱陷」賊盜敕<sup>③</sup>)

官12 官員買應納官之物、准盜論。(清三方「革受納弊倖」〔法〕)

官13 諸公事追捕人乞取財物、以竊盜論、者保同律。(清一二蔡「豪橫」〔敕〕)

〈總則、他の犯罪〉

官14 朝奉大夫係是正郎、爲從六品。可占限田二十五頃、死後半之、計十二頃半。<sup>④</sup>(清三范「歸併黃知府三位子戶」〔法〕。前半事類三職制門「官品雜壓」官品令)

官15 權六曹侍郎係四品。合占限田三十五頃、死後半之(清三范「限田外合同編戶差役」〔法〕。前半事類三職制門「官品雜壓」官品令)

官16 進納將仕郎犯鬥毆人折傷以上者、不在當贖之例。

〔清一四蔡「斷」〕〔潘司理擬「因賭博自縊」〕〔法〕。事類七六當贖門「總法」名例救)

官17 凡兵將盜賊、盡屬安撫司。(清二宋「巡檢因究實取乞」

〔紹興元年十一月指揮〕)

官18 諸見任官、本廳或本司所轄兵級、公吏犯杖以下罪、

聽申長吏、借杖勘決。(清一胡「約東州縣屬官不許違法用刑」

〔令〕。事類七三刑獄門「決遣」斷獄令)

官19 非州縣而輒置獄、若縣令容縱捕盜官置者、各杖一百、

縣尉且罰俸兩月。(清三葉提刑「不許差兵卒下鄉及禁獄羅織」

〔法〕)

官20 弓手官司尚不得差出下鄉。(黃「鄒宗逸訴謝八官人違

法刑害」〔法〕)

① 前半事類七六當贖門「贖贖」斷獄令參照。「棄毀亡失附身補授文書」については事類一七文書門「毀失」の雜敕および雜令に規定があるが、本條とは文言が異なる。

② 懲惡門譯注は事類一一職制門「差破宣借」旁照。法詐僞救(官8)を引くが、從えない。

③ 本條の出典は不明であり、ここは参考として示す。清明集研究會編官吏門譯注八五頁參照。

④ 文脈上、「法」は少なくとも前半雜壓にかかる。次條も同。

## 賦役門(〔役〕)

〔限田〕

役1 應官戶免役、並要於分書前該載某官占限田之數、今

是幾代、合得若干、子孫以至曾、玄各要開析。如分書不曾該載、並不理爲官戶。(清三「白關難憑」〔役之法〕)

役2 應官戶子孫、不於砧基簿分明聲說、並不理役。(清

三范「須憑簿開析產錢分曉」〔法〕<sup>⑤</sup>)

役3 品官限田、照應原立限田格條、減半、與免差役、其

死亡之後、承蔭之人許用生前曾任官品格、與減半置田。如

子孫分析、不以戶數多寡、通計不許過減半數。謂生前曾任

一品官、許置田五十頃。死亡之後、子孫義居、合減半置田

二十五頃。如諸孫分析、不戶數多寡、通共不得過所減半二

十五頃之數、仍於分書並砧基簿內、分明該說父祖官品並本

戶合限田數目、今來析作幾戶、每戶各有限田若干。(清三

范「乞用限田免役」〔法〕、清三范「限田論官品」〔乾道八年六月

二十六日敕〕。事類四八賦役門「科數」隨敕申明戶婚乾道八年一

一月二六日)

〔賦役〕

## 戸 婚 門

役4 父母服闋、合用析戸、輪差役色、合從煙爨。(清三

「父母服闋合用析戸」〔法〕

役5 諸詐匿減等第或科配者、以違制論〔注謂以財隱寄、

或假借戸名、及立詭名挾戸之類〕。既知情受寄、詐匿財產者、杖一百。(清五翁「受人隱寄財產白輒出賣」〔法〕。事類四七

賦役門「匿免稅租」詐偽赦)

役6 充役人戸物力、比未役白脚之家、如増及一倍、歇役

十年、理爲白脚。(清三「產錢比白脚一倍歇役十年理爲白脚」

〔法〕<sup>⑦</sup>)

役7 稅錢一倍、歇役十年、稅錢兩倍、歇役八年、稅錢三

倍、歇役六年、並理爲白脚。(清三范「倍役之法」〔倍役法〕)

⑤ 會要食貨六一六限田雜錄乾道八年四月二五日給書令人・戸部看詳參照。

⑥ 十一月の誤。

⑦ 同條および次條は會要食貨六一三〇役法嘉泰五年正月二十二日條に見える歌乘建議に對し「合に建議に従いて施行せよ。今令甲に著し、永く成式と爲せ」とある戸部看詳を參照。

〈問鄰〉

田1 諸典賣田宅滿三年、而訴以應問鄰而不問者、不得受

理。(清九「有親有鄰在三年內者方可執贖」〔令〕、清九胡「禁步

內如非己業只不得再安墳墓起造墾種聽從其便」〔法〕)

田2 諸典賣田宅、具帳開析、四鄰所至、有本宗總麻以上

親、及墓田相去百步內者、以帳取問。有別戸田隔問者、并

其間隔古來溝河及衆戸往來道路之類者、不爲鄰。(清四

〔范〕「漕司送下互爭田產」〔法〕、清九「有親有鄰在三年內者方

可執贖」〔令〕、清九胡「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造墾種

聽從其便」〔法〕)

田3 諸同居卑幼私輒典賣田地、在五年內者、聽尊長理訴。

(清六吳「叔姪爭 再判」〔法〕)

田4 所謂應問所親鄰者、止是問本宗有服紀親之有鄰至者。

如有親而無鄰、與有鄰而無親、皆不在問限。(清九胡「親鄰

之法」〔慶元重修田令與嘉定十三年刑部頒降條冊〕<sup>⑧</sup>)

〈出訴期限等〉

田5 諸理訴田宅、而契要不明、過二十年、錢、業主死者、

不得受理。(清四〔范〕「王九訴伯王四占去田產」〔法〕、清四

〔范〕「吳肅吳鎔吳檣互爭田產」〔佳語〕、清四方「寺僧爭田之妄」  
 〔交易法〕、清四方「契約不明錢主或業主亡者不應受理」〔法〕、  
 清九「摺改契書占據不肯還贖」〔令甲〕、清九吳「過二十年業主  
 死者不得受理」〔法〕

**田 6** 契照不明、經二十年、買、賣主亡歿者、官司不當受  
 理。(清一三)「以累經結斷明白六事誣罔脫判昏賴田業」(刑提幹  
 擬)〔法〕

**田 7** 諸典買田宅經二十年、而訴典買不明者、不得受理。  
 (清五)「爭山各執是非當參考證」〔法〕、清五「經二十年而訴典買  
 不平不得受理」

**田 8** 典產契頭亡歿經三十年者、不許受理。(清九)〔僉廳〕  
 「妄贖同姓亡歿田業」〔申明指揮〕

#### 〈重疊〉

**田 9** 交易諸盜及重疊之類、錢主知情者、錢沒官、自首及  
 不知情者、理還。犯人償不足、知情牙保均備。(清五)〔建陽  
 佐官〕「從兄盜賣已死弟田業」〔法〕

**田 10** 諸以己田宅重疊典賣者、杖一百、牙保知情與同罪。  
 (清九翁)「重疊」〔法〕

**田 11** 盜典賣田業者、杖一百、贓重者准盜諭、牙保知情與  
 同罪。(清五)〔建陽佐官〕「從兄盜賣已死弟田業」〔法〕

#### 〈離業〉

**田 12** 諸典賣田宅並須離業、雖割零典買、亦不得自佃賃。  
 (清四)〔范〕「游成訟游洪父抵當田產」〔法〕、清六吳「抵當不交  
 業」〔法〕

#### 〈有利債負准折〉

**田 13** 諸典賣田地滿三年、而訴以準折債負、並不得受理。  
 (清四)〔范〕「游成訟游洪父抵當田產」〔法〕<sup>⑧</sup>、清六吳「以賣為抵  
 當而取贖」〔法〕

**田 14** 諸典買田宅、以有利債負准折者、杖一百。(清一二)蔡  
 「豪橫」〔救〕

**田 15** 典賣田地、以有利債負準折價錢者、業還主、錢不追。  
 (清九翁)「重疊」〔法〕

#### 〈墓塚〉

**田 16** 庶人墓田、依法置方一十八步、若有已置墳墓步數元

不及數、其禁步內有他人蓋屋舍、開成田園、種植桑果之類、如不願賣、自從其便、止是不得於禁地內再安墳墓。(清九胡「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造墾種聽從其便」〔紹興十二年二月二日都省指揮〕)

**田16看詳** 四方各相去一十八步、即係東西南北共七十二步。

(同「敕令所看詳」)

**田17** 墓禁內起造屋宇、合與不合毀拆、及日後聽與不聽起造斫伐、如是田園、聽與不聽地主墾種。(清九胡「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造墾種聽從其便」〔紹興十四年十月五日尙書省批下敕令所申婺州申〕)

**田17看詳** 雖在禁步內、既非己業、惟日後不許安葬外、如不願賣、自從其便、仍不許於步內取掘墳壘。(同「敕令所看詳」)

**田18** 亦只令地主不得於墓禁取掘墳壘。(清九胡「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造墾種聽從其便」〔乾道九年七月十五日指揮〕)

〈印契・投稅〉

**田19** 諸典田宅者、皆爲合同契、錢、業主各收其一。(清

五莆陽「典賣園屋既無契據難以取贖」〔法、清九吳「過二十年業主死者不得受理」〔法〕)

**田20** 諸典賣田宅、已印契而訴畝步不同者、止以契內四至爲定。其理年限者、以印契之日爲始、或交業在印契日後者、以交業日爲始。(清四〔范〕「吳肅吳鎔吳檜互爭田產」〔法、清九胡「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造墾種聽從其便」〔法〕)

**田21** 交易只憑契照。(清五「爭山各執是非當參旁證」〔法〕)

**田22** 典賣年月、只憑印契。(清九「主佃爭墓地」〔莆陽

「法、清五「爭山各執是非當參旁證」〔法〕)

**田23** 交易錢止有一百二十日限。(清九「妄執親鄰」〔法〕)

**田24** 諸典賣田宅投印收稅者、即當官推割、開收稅租。

(清六吳「抵當不交業」〔法〕)

**田25** 諸稅蒲十貫者、杖八十。(清一二蔡「豪橫」〔敕〕)

**田26** 人戶典買田宅、每百收勘合錢十文、如願以金銀絹帛準折者、聽從便、依在市實直定價。(清四范「漕司送許德裕爭年田事」〔紹興十一年正月敕〕)

〈動產取引・利子〉

**田27** 債負違契不償、官爲追理、罪止杖一百、並不留禁。

〔清九胡「缺負人實無從出合免監理」〕〔法〕<sup>⑩</sup>

**田 28** 若甲家出錢一百貫、雇倩乙家開張質庫營運、所收息

錢雖過於本、其雇倩人係因本營運所得利息、既係外來諸色人將衣物、金帛抵當之類、其本尚在、比之借貸取利過本者、事體不同、即不當與私債一例定斷。〔清九胡「質庫利息與私債不同」〕〔淳熙十四年申明之敕。事類八〇雜門「出舉債負」〕〔雜敕申明〕 淳熙十四年六月二七日尚書省批狀刑戶部看詳〕

### 家產分割〔一產〕

#### 〈分產條件〉

**產 1** 祖父母、父母在、不許別籍異財。〔清八「母在不應以

親生子與抱養子析產」〕〔法、清一〇胡「兄弟之訟」〕〔法。刑統一

二戶婚律「父母在居喪別籍異財財」

**產 1 看詳** 凡祖父母、父母願為標撥而照據者、合與行使、

無出入其說、以起爭端。〔清一〇胡「兄弟之訟」〕〔紹熙三年三

月九日戶部看詳〕

**產 2** 父母已亡、兒女分產、女合得男之半。〔清八劉「女婿

不應中分妻家財產」〕〔法〕

**產 3** 諸寡婦無子孫、擅典賣田宅者杖一百、業還主、錢主、

牙保知情與同罪。〔清九翁「鼓誘寡婦盜賣夫家業」〕〔法〕

**產 4** 寡婦無子孫年十六以下、並不許典賣田宅。〔清五翁

「繼母將養老田遺囑與親生女」〕〔法〕

#### 〈標撥〉

**產 5** 惟一母所生之子不許標撥。〔清七劉「繼絕子孫止得財

產四部之一」〕〔法〕

#### 〈分產出訴期限〉

**產 6** 諸祖父母、父母已亡、而典賣眾分田宅私輒費用者、

準分法追還、令元典賣人還價。即典賣滿十年者免追、止償

其價、過十年、典賣人死、或已二十年、各不在論理之限。

若墓田、雖在限外、聽有分人理認、錢、業各還主、典賣人

已死、價錢不追。〔清四〔范〕「漕司送許德裕爭年田事」〕〔法、

清六吳「叔姪爭 再判」〕〔法、清九胡「禁步內如非己業只不得再

安墳墓起造壘種聽從其便」〕〔法〕

#### 〈遺囑〉

**產 7** 諸財產無承分人、願遺囑與內外總麻以上親者、聽自



陳、官給公憑。(清五翁「繼母將養老田遺囑與親生女」〔戶令〕、清九翁「鼓誘寡婦盜賣夫家業」〔法〕)

**產8** 遺囑滿十年而訴者，不得受理。(清五翁「姪與出繼叔爭業」〔法〕<sup>①</sup>)

**產9** 已分財產滿三年而訴不平，及滿五年而訴無分違法者，各不得受理。(清一〇劉「兄弟論贖物業」〔法〕)

#### 〈戶絕財產〉

**產10** 諸戶絕人有所生母若祖母同居者，財產並聽爲主。(清七劉「繼絕子孫止得財產四分之一」〔法〕、清八方「先立一子俟將來本宗有昭穆相當人雙立」〔條〕)

**產11** 諸分財產，未娶者與聘財、姑姊妹有室及歸宗者給嫁資，未及嫁者則別給財產，不得過嫁資之數。(清七「立繼有據不爲戶絕」〔司法擬〕〔法〕)

**產12** 諸已絕之家而立繼絕子孫，謂近親尊長命繼者。於絕家財產，若只有在室諸女，即以全戶四分之一給之，若又有歸宗諸女，給五分之一。其在室并歸宗女即以所得四分、依戶絕法給之。止有歸宗諸女，依戶絕法給外，即以其餘減半給之，餘沒官。止有出嫁諸女者，即以全戶三分爲率，以二

分與出嫁女均給，一分沒官。若無在室，歸宗，出嫁諸女，以全戶三分給一，並至三千貫止，即及二萬貫，增給二千貫。

(清八范「處分孤遺田產」〔法〕。清八「命繼與立繼不同」〔再判〕〔令〕、清四〔范〕「羅械乞將妻前夫田產沒官」〔法〕、清八劉「繼絕子孫止得財產四分之一」〔令〕)

**產13** 戶絕財產盡給在室諸女，而歸宗女減半。(〔令〕清七「立繼有據不爲戶絕」〔司法擬〕〔法〕、清八劉「繼絕子孫止得財產四分之一」〔令〕、清九吳「孤女贖父田」)

**產14** 在室諸女得四分之一，而繼絕男止得四分之一、情願依此條分析。(清八劉「繼絕子孫止得財產四分之一」〔條法〕)

#### 婚 姻 (〔婚〕)

##### 〈婚姻要件〉

**婚1** 男年十五、女年十三以上，並聽婚嫁。(清七「立繼有據不爲戶絕」〔司法擬〕〔法〕)

**婚2** 諸違法成婚，謂嘗爲祖免以上親之妻，未經二十年，雖會赦猶離。(清四〔范〕「羅械乞將妻前夫田產沒官」〔法〕)

**婚3** 諸和娶人妻及嫁之者，各徒二年，妾減二等，各離之，即夫自嫁者亦同。仍兩離之。(清九翁「婚嫁皆違條法」〔法〕)。

刑統一四戶婚律「和娶人妻」

**婚4** 諸妻擅去、徒二年。(清九翁「婚嫁皆違條法」〔律〕。刑  
統一四戶婚律「和娶人妻」)

〈定婚〉

**婚5** 諸許嫁女、已報婚書、及有私約、而輒悔者杖六十。

雖無許婚之書、但受聘財亦是(聘財無多少之限)若更許他人者、杖一百、已成者、徒一年、女追歸前夫。(清九劉「女家已回定帖而翻悔」〔法〕〔律〕。刑統一三戶婚律「婚嫁妄冒」)

〈離婚〉

**婚6** 妻有七出。(清四〔范〕「羅柄女使來安訴主母奪去所撥田產」〔法〕、清一〇胡「夫欲棄其妻誣以曖昧之事」〔法〕。刑統一四戶婚律「和娶人妻」)

**婚7** 諸定婚、無故三年不成婚者、聽離。(清九趙「諸定婚無故三年不成婚者聽離」〔條〕)

**婚8** 雇妻與人者、同和離法。(清一〇天水「官族雇妻」〔法〕<sup>⑫</sup>)

**婚9** 諸妻犯姦、願與不願聽離、從夫意。(清二范「因姦

射射」〔法〕。事類八〇雜門「諸色犯姦」戶令)

〈改嫁〉

**婚10** 已成婚而移鄉編管、其妻願離者聽。夫出外三年不歸、亦聽改嫁。(清九「已成婚而夫離鄉編管者聽離」〔法〕、黃「京宣義訴曾嚴娶妻歸葬」〔法〕)

**婚11** 諸背先約、與他人爲婚、追歸前夫。(清九劉「女家已回定帖而翻悔」(再判)〔法〕)

**婚12** 諸居夫喪百日外、而貧乏不能存者、自陳改嫁。(清一〇胡「妻已改適謀占前夫財物」〔律〕)

〈婚姻財產〉

**婚13** 妻家所得之財、不在分限。(清五翁「妻財置業不係分」〔法〕。刑統二戶婚律「卑幼私用財」所引戶令)

**婚14** 諸分財產、兄弟亡者、子承父分、寡妻守志而無男者、承夫分。(清七通城宰書擬「雙立母命之子與同宗之子」(倉司擬

筆)〔法〕)

**婚15** 婦人財產、並同夫爲主。(清五翁「妻財置業不係分」〔法〕)

**婚16** 諸婦人隨嫁資及承戶絕財產、並同夫爲主。(清九吳

「孤女贖父田」)

**婚17** 自隨之產、不得別立女戶。(黃「郭氏劉拱禮訴劉仁謙

等冒占田產」〔法〕)

### 養 子 (繼)

#### (立繼條件)

**繼1** 諸無子孫、聽養同宗昭穆相當者爲子孫。(清八翁「已

立昭穆相當人而同宗妄訴」〔令〕、清七「雙立母命之子與同宗之

子」(倉司擬筆)〔法〕)

**繼2** 諸無子孫、聽養同宗昭穆相當者。(清七吳「生前抱養

外姓歿後難以搖動」〔法〕、清七葉「已有養子不當求立」〔法〕)

**繼3** 無子孫、養同宗昭穆相當者、其生前所養、須小於所

養父之年齒。(清七通城宰書擬「雙立母命之子與同宗之子」(倉

司擬筆)〔隆興敕〕)

**繼3 看詳** 則爲母所養者、年齒亦合小於所養之母。(同

「敕令所看詳」)

**繼4** 諸養同宗昭穆相當子孫、而養祖父母、父母不許非理

遺逐。若所養子孫破蕩家產、不能侍養、及有顯過、告官證

驗、審近親尊長證驗得實、聽遣。(清七「出繼子不肖勒令歸

宗」(擬筆)〔令〕清八胡「父在立異姓父亡無遺還之條」〔法〕清

八胡「叔父謀吞併幼姪財產」(敕)〔法〕)

**繼5** 祖父母所立之子、苟無顯過、雖其母亦不應遺逐。

(黃「李良佐訴李師膺取唐氏歸李家」〔法〕)

**繼6** 戶絕命繼、從房族尊長之命。(清七葉「已有養子不當

求立」〔法〕)

**繼7** 立繼由族長、爲立皆無親人也。若父母存、當由父母

之命。(清八「嫂訟其叔用意立繼奪業」(鄧運管擬姚立齋判)

〔法〕)

**繼8** 立嗣合從祖父母、父母之命、若一家盡絕、則從親族

尊長之意。(清七葉「爭立者不可立」〔法〕)

**繼9** 夫亡妻在、從其妻。(清七葉「已有養子不當求立」〔法〕、

清七通城宰書擬「雙立母命之子與同宗之子」〔法〕、清七「雙立母

命之子與同宗之子」(倉司擬筆)〔法〕、清八胡「父在立異姓父亡

無遺還之條」〔法〕、清八翁「已立昭穆相當人而同宗妄訴」〔法〕、

清八「命繼與立繼不同」(再判)〔祖宗之法〕、黃「謝文學訴嫂黎

氏立繼」〔法〕)

**繼10** 爲人後者、不以嫡。(清六吳「陸地歸之官以息爭兢」

〔敕〕

**繼11** 諸義子孫所養祖父母、父母俱亡、或本身雖存、而生前所養祖父母、父母俱亡、被論訴及自陳者、官司不得受理。

（清七）「立繼有據不爲戶絕」〔司法擬〕〔法〕

**繼12** 諸別宅之子、其父死而無證據者、官司不許受理。

（清八）「無證據」〔法〕<sup>⑬</sup>

**繼13** 有接脚夫、蓋爲夫亡子幼、無人主家設也。（清九）蔡

「已出嫁母賣其子物業」〔法〕

**繼14** 寡婦無子孫并同居無有分親、召接脚夫者、前夫田宅經官籍記訖、權給、計直不得過五千貫、其婦人願歸後夫家

及身死者、方依戶絕法。（清八）葉「夫亡而有養子不得謂之戶

絕」〔戶令〕

**繼15** 其欲繼絕、而得絕家近親尊長命繼者、聽之。（清七）

通城宰書擬「雙立母命之子與同宗之子」（倉司擬筆）〔法〕、清八

翁「已立昭穆相當人而同宗妄訴」〔令〕

**繼15看詳** 如生前未嘗養子、夫妻俱亡、而近親與之立議者、

即名繼絕。若夫妻雖亡、祖父母、父母見在而養孫、或夫亡

妻在而養子、各不入繼絕之色。（清七）「雙立母命之子與同宗之

子」（倉司擬筆）〔敕令所看詳〕

〔三歲以下異姓聽收養〕

**繼16** 諸遺棄子孫三歲以下收養、雖異姓亦如親子孫法。

（清七）葉「已有養子不當求立」〔法〕

**繼17** 諸以子孫與人、若遺棄、雖異姓三歲以下、收養、即

從其姓、聽養之家申官附籍、依親。（清七）通城宰書擬「雙立

母命之子與同宗之子」（倉司擬筆）〔法〕

**繼18** 異姓三歲以下、並聽收養、即從其姓、聽養子之家申

官附籍、依親子孫法。雖不經除附、而官司勘驗得實者、依

除附法。（清七）「立繼有據不爲戶絕」〔司法擬〕〔法〕

〔贅婿財產〕

**繼19** 諸贅婿以妻家財物營運、增置財產、至戶絕日、給贅

婿三分。（清七）「立繼有據不爲戶絕」〔司法擬〕〔法〕

孤幼・檢校（幼）

**幼1** 諸身死有財產者、男女孤幼、廂者、鄰人不申官抄籍

者、杖八十。因致侵欺規隱者、加二等。（清八）胡「叔父謀吞

併幼姪財產」〔敕〕

幼2 若盜賣卑幼田產、則先合給還卑幼後、監盜賣人錢還

錢主。若尊長與卑幼通知情典賣、則合先監錢還錢主足日、方給還產業。(黃「陳安節論陳安國盜賣田地事」〔法〕)

幼3 州縣不應檢校輒檢校者、許越訴。(清八胡「不當檢校而求檢校」〔敕〕)

幼4 輒支用已檢校財產者、論如擅支朝廷封樁物法、徒二年。(清八胡「侵用已檢校財產論如擅支朝廷封樁物法」〔敕〕)

幼5 蓋身亡男孤幼、官爲檢校財物、度所須、給孤幼、責附親戚可託者撫養、候年及格、官盡給還。(清七葉「不當檢校而求檢校」〔條法〕)

⑧ 胡穎が慶元重修田令および嘉定十三年刑部頒降條冊を解説した體裁。本文参照。

⑨ 「游成訟游洪父抵當田產」では「應交易田宅、過三年而論有利債負准折、官司竝不得受理」であり若干異なるが一條とした。

⑩ 事類八〇「出舉債負」雜敕參照。

⑪ 原文の「又」以下を別條として産9とし、それより上を産8の一部とした。

⑫ 人倫門譯注四九頁は、刑統賊盜律の問答を擧げている。

⑬ 長編四六八元祐六年「應自陳是別宅所生子、未嘗同居、其父已死、無案籍及證驗者、不得受理」參照。

## 懲惡門

### 司法 (訟)

#### 〈司法通則〉

訟1 笞至五十而止、實決十下、杖至一百而止、實決二十下。(清一胡「約束州縣屬官不許違法用刑」〔法〕、刑統一名例律「五刑」)

訟2 二罪俱發、從重者坐。(清一三吳「資給告訐」〔法〕、刑統六名例律「二罪以上俱發及累併倍法」疏義)

訟3 事不干己者、不許受理。(清一三建倅「挾讎妄訴欺凌孤寡」〔法〕、敕<sup>⑭</sup>)

#### 〈訴訟手續〉

訟4 省限未滿、不當追呼。(劉「貴池縣申呂孝純訴池口丘都巡催科事」〔法〕<sup>⑮</sup>)

訟5 諸婚田入務、若先有文案交相侵奪者、不在此例。(朱一〇〇「約束榜」〔律令〕<sup>⑯</sup>)

訟6 諸典賣田產、年限已滿、業主於務限前收贖、而典主

故作遷延占據者、杖一百。(清九胡「典主遷延入務」[法])

〈檢死〉

訟7 諸因病死應驗屍、而同居總麻以上親、至死所、而願免者聽。(清一三翁「姊妄訴妹身死不明而其夫願免檢驗」[令]。事類七五刑獄門「驗屍」雜令)

〈捕亡〉

訟8 諸犯姦、許從夫捕「謂其形·顯著、有可捕之人」。(清一〇胡「夫欲棄其妻誣以曖昧之事」[法]、清一二胡「道士姦從夫捕」[法]、清一二范「因姦射射」[法]。事類八〇雜門「諸色犯姦」捕亡救參照<sup>17)</sup>)

訟9 諸被追私逃者、加本罪二等。(清一二蔡「爲惡貫盈」[救])

訟10 罪人被捕、逼迫窮窘、或自殺、或落坑井而死之類、皆勿論。(清一二蔡「資給誣告人以殺人之罪」[律]。刑統二八捕亡律「將吏追捕罪人」、疏義)

暴力〔盜〕

〈殺人〉

盜1 諸謀殺人、已殺者斬、從而加功者絞。(文「平反楊小三死事判」[律]、刑統一七賊盜律「謀殺」)

盜2 故殺人者斬。(文「平反楊小三死事判」[律]。刑統一二鬪訟律「鬪毆故毆故殺」)

〈傷害·犯姦〉

盜3 諸同謀共毆傷人者、各以下手重者爲重罪、元謀減一等、從者又減一等、至死者隨所因爲重罪。(文「平反楊小三死事判」[律]。刑統一二鬪訟律「鬪毆故毆故殺」)

盜4 諸毆兄者、徒二年半、叔父加一等。(清一二蔡「豪橫」[律]。刑統一二鬪訟律「夫妻妾媵相毆并殺」)

盜5 諸門以兵刃斫射入、不著者杖一百。(清八胡「叔父謀吞併幼姪財產」[律]。刑統一二鬪訟律「鬪毆故毆故殺」)

盜6 髡髮、徒一年半。(清一二「誘人婢妾雇賣」[法]。刑統一二鬪訟律「鬪毆故毆故殺」)

盜7 諸姦總麻已上親之妻者、徒三年。(清一〇翁「弟婦與伯成姦且棄逐其男女盜賣其田業」[律]。刑統二六雜律「諸色犯姦」)

**盜 8** 諸犯姦、徒二年、僧道加等。(清二二范「因姦射射」  
[法]、刑統二六雜律「諸色犯姦」)

〈自殺〉

**盜 9** 以恐懼逼迫人畏懼致死者、以故鬥殺論。(清一二宋  
「結托州縣蕃養罷吏配軍奪人」〔檢法書擬〕[法]、清一四潘司理  
「因賭博自縊」蔡「斷」[法]。刑統一八賊盜律「以物置人孔竅」)

〈強盜〉

**盜 10** 諸本以他故毆擊人、因而奪其財物者、計贓以強盜論。  
(清一五蔡「霸渡」[律]。刑統一九賊盜律「恐喝取人財物」)

**盜 11** 諸強盜得財者、徒三年、毆人者、配千里。(清一五蔡  
「霸渡」[敕])

**盜 12** 恐喝取財、準盜論、加一等、(從杖者、鄰州編管)。  
(清一二蔡「爲惡貫盈」[律]。刑統一九賊盜律「恐喝取人財物」)

**盜 13** 準盜論、(流三千里)。(清一二蔡「爲惡貫盈」[律]。刑  
統一九賊盜律「恐喝取人財物」)

〈脅迫〉

**盜 14** 諸津渡人於深闊湍險之處、恐嚇乞取錢物者、以持仗  
竊盜論、不得財、杖一百、五貫、徒一年、五貫、配本城。  
(清一四「嚴因爲爭渡錢溺死饒十四」[法]、清一五蔡「霸渡」  
[敕])

〈無故入縣門〉

**盜 15** 無故入縣門者、杖八十、至吏舍者加二等。(清一二翁  
「把持公事起打吏人」[法]<sup>15)</sup>)

〈どなる〉

**盜 16** 諸路州縣官而咆哮凌忽者、杖一百。(清八胡「叔父謀  
吞併幼姪財產」[敕]、清一二翁「把持公事起打吏人」[法])

偽造・詐欺〔詐〕

〈詐爲文書〉

**詐 1** 詐爲制書、及增減者、其罪當絞。(清一二宋「結托州  
縣蕃養罷吏配軍奪人」(又判)[律]。刑統二五詐僞律「偽造寶印  
符節」)

**詐 2** 詐爲官司文書及增減者、杖一百。(清八胡「侵用已檢

校財產論如擅支朝廷封樁物法」〔律〕。刑統二五詐僞律「僞造寶印符節」

**詐3** 諸詐爲官私文書以取財物者、准盜論。(清一二蔡「爲惡貫盈」〔律〕。刑統二五詐僞律「詐欺官私取財」)

〈貨幣剪鑿〉

**詐4** 剪鑿錢取銅、及賣買與販之者、十斤配五百里。(清一二宋「結托州縣蓄養罷吏配軍奪人」〔檢法書擬〕〔法〕)

〈賣買、質借、投託〉

**詐5** 諸強賣買、質借、投託之類、取人財物者、杖一百、鄰州編管、再犯者、徒二年、雖會赦、配鄰州。(清一二蔡「豪橫」〔敕〕。事類八〇雜門二「職制門」〔雜犯〕〔雜敕〕)

**詐6** 賣買、質借、投託之類爲名、其詐稱官、遣人追捕、以取財者、以強盜論。(清一二宋「與貪令措瘴鄉里私軍用配軍爲爪牙豐殖歸己」〔檢法書擬〕〔法〕、清一二宋「結托州縣蓄養罷吏配軍奪人」〔法〕、清一二宋「舉人豪橫虐民取財」〔檢法書擬〕〔法〕<sup>20</sup>)

その他犯罪 (惡)

〈禮教〉

**惡1** 五服內許相容隱、而輒告論者、並同自首。(清一二「告許服內親」〔法〕)

**惡2** 諸相容隱人不得令爲證。(劉「饒州州院推勘朱超等爲趙死程七五事」〔法〕、刑統二九斷獄律「不合拷訊者取輒衆證爲定」)

**惡3** 告總麻以上卑幼得實、猶勘杖八十。(清一三「告許服內親」〔法〕。刑統二四「告周親以下」〔鬪訟律〕)

**惡4** 供養有缺、徒二年。(清一〇方「祖母生不養死不葬反誣訴族人」〔法〕。刑統二四「告周親以下」〔鬪訟律〕)

〈屠牛之禁〉

**惡5** 曾得解人止免公罪杖、而殺牛乃是私罪徒。(劉一四「宰牛者斷罪拆屋」〔法〕。事類七六當贖門「罰贖」〔名例敕〕)

**惡6** 殺牛馬三頭者、雖會赦猶配鄰州。(劉西「宰牛者斷罪拆屋」〔法〕。事類七九畜產門「殺畜產」〔賊盜敕〕)

〈僧道〉



惡7 諸誘引或抑令同居親童行、僧、道、規求財產者、杖一百、仍改正、贓重者坐贓論。(清五翁「僧歸俗承分」〔法〕)

惡8 諸僧、道犯罪還俗、而本家已分者、止據祖父財產衆分見在者均分。(清五翁「僧歸俗承分」〔法〕)

〔喫菜事魔等〕

惡9 非僧道而結集經社、聚衆行道、各杖一百。(清一四蔡

「蓮堂傳習妖教」〔敕〕)

惡10 諸人戸吉凶聚會、州縣及坊務輒抑勒令買酒者、徒一年。(清一二蔡「豪橫」〔敕〕。事類三六庫務門「場務」雜敕。會

要食貨一〇一一二酒麴政和元年四月四日參照)

惡11 喫菜事魔、夜聚曉散、傳習妖教者、絞、從者配三千

里、不以赦降原減二等。(清一四蔡「蓮堂傳習妖教」〔敕〕)

惡12 諸夜聚曉散、以誦經行道爲名、男女雜處者、徒三年、被誘之人杖一百。(清一四蔡「蓮堂傳習妖教」〔敕〕)

⑭ 止齋先生文集四四「桂陽軍告諭百姓榜文」參照。

⑮ 事類四七賦役門「違缺稅租」職制令參照。

⑯ 刑統一三戸婚律「婚田入務」所引雜令參照。

⑰ 慶元捕亡敕には「許」および「謂」以下がない。「謂」以下は意をもつて注とした。

⑱ 事類一〇職制門「輒入官舍」衛禁敕參照。

⑲ 詐僞律二條「諸詐爲官私文書及增減……」「諸詐爲官私以取財物者……」の併合か。

⑳ 事類八〇雜門一一職制門「雜犯」雜敕、刑統二五詐僞律「詐假官、長編四九一紹聖四年九月庚午參照。

### 三 既知の法典との比較

#### 1 『慶元條法事類』との關係

まず内容的な面からこれらの分類を一覧すると、裁判の現場の法律であることが如實に表れている。すなわち、儀禮、選舉、財政といった『事類』や『宋會要』全體に多見する行政事務を目的とした法律はなりをひそめ、社會と官衙が接する際の様々な社會的課題や、人民相互の問題が多い。土地訴訟(田)、家産分割(産)、立繼(繼)、婚姻(婚)、官戸限田を

含む差役關係(役)の問題、官による後見(幼)や官吏の不當・犯罪行爲(官)、刑事的な犯罪や訴訟手續き(訟、盜、詐、惡)などである。そして前章で見たように、この中では土地典賣や分産に際しての不動産關係のものが多い。

全法律のなかで最も多く引用されている法律條文は、養子法の繼9「亡夫妻在、從其妻」である。法引用形式で七か所、さらにここでは採録していないが、「亡夫妻之條」など法律名の形式でも三か所見られる。また現存判語中、これに次いで多いのは、「諸理訴田宅、而契要不明、過二十年、錢、業主死者、不得受理」(田5、「清明集」に七か所)、つまり二〇年規定である。これまでしばしば議論の対象となった複雑な計算法の戸絶財産の諸女等への分産法の引用も少なくない(戸絶財産)特に産11(14)。

そこで『事類』との對應を考えると、前章の判語法のうち、『事類』に多少なりとも関連條文が見られるのは約二〇條少し、全體の一割ほどに過ぎず、一方また、『事類』全體の内譯は八八七條の敕、一七八一條の令、九六條の格、一四二條の式、二六〇條の申明だ(39)から、判語所見法は『事類』所見法の一〇〇分の一満たない。殘された『事類』職制、選舉、文書、權禁、財用、庫務、賦役、農桑、道釋、公吏、刑獄、當贖、服制、蠻夷、畜産、雜の諸門には、相當程度、重複して同一條文が掲載されているが、田5、12、繼9、産12は南宋を代表する諸法律であり、條文や内容が判語以外の宋代史料にも見えるにもかかわらず、これらがそろってそこには見られないのである。現存部分の慶元の『事類』は、一般人に密接に關係する諸法律には、關心を拂っていないように見える。確かに、『事類』の殘存部分は、卷三八(四六)などに大きく脱落があり、これらのすべてが、ここに含まれていた、と想像することも不可能ではない。だが、殘存部分にも、人民の民事的規定が多く載せられたであろう田令がある。全體からは一六條(重複を除く)を復元できるのではあるか、(40)やはりこれらにはあまり日常的な問題ではなく、水利など行政機關の役割を定めたものである。また戸令、戸婚敕なども『事類』に規定がないではないが、(42)産10(14)のどれひとつとして『事類』には見いだせない。

逆に『事類』の大きな部分を占める官僚人事や胥吏(公吏)、財政に關する法律は、一般の人民には常識とはされてい

なかつたに違いない。ではなぜ『事類』が現状のような形で残されたのか。不明ではあるが、単に戸婚關係の門が脱落しているのみならず、裁判に頻見し、宋代の民事法の傳統の中でも重要であつた合同契や土地取引、戸絶關係の諸法律が、ことごとく賦役、農桑各門に重出もしていないことも考えれば、戸婚關係の門の脱落がまつたくの偶然であつたのか、あるいは元來は本當に存在したのかさえ、疑問に思えてくる。ただ慶元の『事類』は、他の南宋の事類に比して相當に卷數が少なく、大部な南宋の他の條法事類には、これらの判語法が含まれていたのかも知れない。だがいづれにせよ、本書の現存部分は、理財・人事などに偏向しており、「生ける法」<sup>(43)</sup>とも言うべき、實際の裁判で生き生きと使われていた民事的な諸法は、そこに承傳されなかつた。

またこのことは、あえて公法的・私法的、という區別をするなら、判語法には、『事類』などに比して私法的な法律が多い、とも言ひ換えられる。言うまでもなく、公法・私法という區別も東アジアの傳統的な法體系には存在しない概念ではあつたが<sup>(44)</sup>、ここでは法典とこの「生ける法」の傾向性を明らかにするため、州縣の官吏に關する規定や官府内部における取り決め、人戸と官衙、官吏の關係を定めた法律を、便宜的に公法的とし、これに對して文面上、一般人民相互の關係について定めた法律を同じく私法的と稱することとしたい。すると相當部分を占める「土地取引」、「家産分割」、「婚姻」、「養子」の諸法は概ね私法的と言える。『事類』のみが公法的部分を重視していたのか、南宋法全體がそうであつたのかまでは、現状では知る手がかりはないが、恐らく後者であろう。

ただ現代的な公法、私法という分類では多少微妙な例も出てくる點は言ひ添えるべきであろう。例えば典賣や、契約・遺囑の發生以降、一定期間を経たこと等を以て不受理の條件とする出訴期間・條件限定型の法律がしばしば見られる(田1、5、8、13、産8、9、繼11、12)<sup>(45)</sup>。これらは訴訟手續き規則であり、健訟低減による官衙の負擔軽減という面に着目すれば公法的とも言えるが、例えば産8を用いた翁甫は結局、「楊天常の得業の正と未だ正たらざるとは、未だ論ずるに暇あらず。其の歷年已に深く、管佃已に久しければ、委是<sup>まこと</sup>に以て追理し難し」として、訴えに對して現状を維持した。關係

書類を調べつつ、全體として一方に嫌疑をかけるがごとき筆調ながら、法定期間を過ぎたとして門前拂いにし、取得時效を認める形となつて<sup>(46)</sup>いる。つまり法に則して勝訴・敗訴がもたらされるのであつて、健訟抑さえの側面にのみ着目し、これらを無理に公法的と分類するのも、適當ではない。一方、一見私法的であるが、公法的要素も見逃せないのが、合同契に關する田19である。これは實際、取引當事者間の權利確定のために持ち出され、私法としての働きを持つが、しつかり過割させて税の取りこぼしを低減させようという白契改革の本來の意圖から見れば公法的である。<sup>(47)</sup>無<sup>(47)</sup>論、このように公法、私法という簡單な區分には限界はあるものの、裁判の現場に見られる法律の多數は、中央・地方政府内部の儀禮や財政、人事上の手續法とは異なつており、その意味では、私法的世界を構成している。

## 2 判語法の由來

また全體として、滋賀氏の指摘の通り、唐律や明清律と比しても、刑事的よりも民事的な法律が壓倒的に多いことも、一目瞭然である。戸婚田土、命盜重案という言葉い方は管見では宋代にはまだ見られないが、前者は半分以上である。これに對して、一般人戸の命盜重案にかかるものは懲惡門「司法」(捕亡)、「暴力」に分類した二〇數條が主であり、そのほとんどで唐律(刑統)を用いている。そもそも明版『清明集』の中でも懲惡門に比すれば戸婚門の分量は大きい<sup>(48)</sup>が、このように法律數でもそれは同じである。これと比較すれば、編目のみから刑事的・民事的と即斷するはできないにしても、律における戸婚律、また令における戸令や田令の占める比率は格段に小さい。

殺人・傷害・強盜など刑事案件の主となる賊盜律、鬪訟律の條文が、現存判語の中といういささか限られたな條件下ではあるが、(監臨賊)官11、(殺人)〈傷害・犯姦〉(自殺)〈強盜〉(盜1-6、9-10、12)、(禮教)〈惡3、4〉にしか見られない事實は、裁判では民事的方面法律が多用されていた傾向を伺わせる。ごく大雜把に、全體を前後に二分し、官<sup>(49)</sup>幼を民事的、訟<sup>(50)</sup>惡を刑事的、とすれば、一二三四で前者が後者の倍以上となる。

## 律・敕・令出所一覽

|                               |                                       |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 律                             |                                       |
| 名例律                           | (卷6) 訟2                               |
| 戸婚律                           | (卷12) 産1 (卷14) 婚3、4、5、6、13            |
| 賊盜律                           | (卷17) 盜1、(卷18) 盜9 (卷19) 官11、盜10、12、13 |
| 鬪訟律                           | (卷21) 盜2、3、5、6、(卷22) 盜4 (卷24) 惡3、4    |
| 詐僞律                           | (卷25) 官1、詐1、2、3                       |
| 雜律                            | (卷26) 盜7、8                            |
| 捕亡律                           | (卷28) 訟9                              |
| ○婚12は「律」と稱しているが、對應する律は見あたらない。 |                                       |
| 敕                             |                                       |
| 名例敕                           | 官16、惡5                                |
| 職制敕                           | 官3、4、5                                |
| 賊盜敕                           | 官11                                   |
| 詐僞敕                           | 官8、役6                                 |
| 雜 敕                           | 詐5、惡10                                |
| 令                             |                                       |
| 官品令                           | 官14、15                                |
| 戸 令                           | 産7、婚9、13、繼14                          |
| 雜 令                           | 訟7                                    |
| 斷獄令                           | 官18                                   |
| 田 令                           | 田4                                    |

次に、具體的にそもそも「法」が何であったかに着目したい。「令」とあり、ほぼ間違いないが戸令と類推できるものが繼などにあるが、明確に對應するものを一覽にしたものが表「律・敕・令出所一覽」である。そこからやはり、賊盜律、鬪訟律以外、戸婚律や詐僞律、戸令といった民事的なものが多いことは明白となろう。ところで、繼3は「法に在りては、子孫無くんば、同宗昭穆相當者を養い、其の生前に養う所、須く養う所の父の年齒より小たるべし、此れ隆興敕なり」とある文脈からして、隆興年間の單行敕（隆興に敕令格式の編纂はない）が「法」と稱されたのだろう。「法」と明記されていないが、田26は單行敕の引用である。

ところで、宋代の法典編纂において、必ずしも、一般性を持ちその後も参照された單行敕が、常に編纂されて法典敕化されたとは限らない。某年某月某日の敕が、次回の敕令格式編纂の際に反映されるのではなく、法典に書き入れられず、何十年

にもわたって效力をもち続けることもある。限田に關する乾道八年一月二六日の敕(役3)の原文は、同じ形で『事類』四八賦役門「科敷」隨敕申明戸婚乾道八年一月二六日に見えるから、この乾道の單行敕が申明を受けて多用されたものと推測される。そして范應鈴は、これを「法」と稱している。また、役6に關して、「照對すらく、法に在りては、充役の戸の物力……」と、通常の法律を引用するがごとくにこの一條が引用されるが、この條文は嘉泰五年(一二〇五年)開禧元年の戸部看詳に内容がほぼそのまま見える。この戸部看詳がさらに『淳祐敕令格式』(一二四二年)に令や格として取り込まれた可能性も否定できないが、嚴密にはこれ以上の推測は難しい。看詳は、かなり廣く參照されている。産1では戸令かと思われる法とその法への看詳が、田16、17では都省指揮や尙書省批下せる敕令所申等のへの看詳が引用されており、田28では『事類』八〇雜門「出舉債負」に雜敕申明淳熙一四年六月二七日尙書省批狀刑戸部看詳と見いだされる戸部看詳を申明した雜敕が、「淳熙十四年申明之敕」として引用されている。看詳はこのようになりに廣く法源として利用されているから、役6はやはり嘉泰五年戸部看詳ではないか。

だが判語所收の法律は、『事類』、あるいは他に何らかの手がかりがない限り、嚴密にどの法律であるかを見極めるのは結局のところ難しい。律、敕、令は法であるが、范應鈴は隨敕申命を「法」に含めている(役3)。隆興敕が法と稱されるケースもあった。郷例や禮、敕が「法」と言われた例は絶無であるにせよ、格は見極めがたい。ことに限田額に關する法の意識範囲は難解である。官14、15の清三范「限田外合同編戸差役」の官品令の雜歴、田格(『事類』四八「科敷」參照)のうち、「法」が官品令までか田格までか分らない。更に限田の税錢額には地方慣習(本郷則例)が判斷基準とされている。<sup>(48)</sup> 范應鈴以外のケースを含め、宋朝が何を基準に、官品認定、官品と限田の對應、限田額の計算、税錢額算定をしてきたかは、後考に待つ。そのほか田4では、胡穎が「法に在りて所謂應に親隣たる所に問うは、止だ本宗の有服紀親に隣至有るを問うのみ……、慶元重修田令と嘉定十三年刑部頒降條冊とに見れば、昭然として考すべきなり」と言っている。<sup>(49)</sup> ここでは「法」(田1)と田令・刑部條冊の間に若干距離がある。

さて、こうして引用された諸條文をあらためて見てみると、暴力と區分した中でも〈殺人〉、〈傷害〉、〈自殺〉、〈強盜〉（盜1-13）、また偽造・詐欺のうち（詐爲文書）は、ほとんどが鬪訟律、賊盜律、詐僞律といった古來からの規定で裁かれている。これとは對照的に、官吏門、賦役門、戸婚門の大半で、律や唐・天聖令ではない、南宋の敕や令、出所不明の法律が用いられている。また、戸婚門の中でも、土地取引關係には律や唐・北宋令がまったく見られず、家産分割、養子、孤幼・檢校にも律はほとんどないのに對して、婚姻關係には律が多い。中でも他人の妻を娶ることを禁じる婚3、逃げだしに關する婚4、婚約に關する婚5、離婚に關する婚6などは、戸婚律をそのまま用いている。こうしてみると、鄉村において發する事件であっても、比較的單純な、だが人倫の根本に關わることには律が持ち出されている。そもそも律の中には現實の紛争に對處し得る條文が決して多くはない。隋から唐に受け繼がれた律の體系のうち、一般人民の生活に關わるものは、戸婚敕、賊盜律、鬪訟律、衛禁敕、捕亡敕などに若干みられる以外、ほぼ行政官の規定である。

一方、令について、上記の養子立繼條件を定めた繼1、2が、唐令と——孫が含まれているが——それほど變わっていないが、他では、令とされても唐令・天聖令に見られないものが夥しい。官の問題は新しいものでないが、官吏門においてすら、官1、11を除いてすべて唐以來の律令にはない宋代、おそらく少なからず南宋独自の法規である。懲惡門で目立つのは、僧道、喫菜事魔、妖教など宗教・邪宗關係であるが、これも唐以前には見られない。<sup>(50)</sup>饒州信州での記事が顯著な喫菜事魔などの魔賊は、北宋・南宋全土の問題ではなく地方的な問題であるが、南宋にはこうした宗教活動への罰則を規定した敕も見られる。後日別途に論じる豫定であるが、南宋においては、地方の法が、中央の令などに取り込まれやすい獨特の状況もあった。<sup>(51)</sup>

としてみると、以下のことが言えるであろう。すなわち、判語に見える法律の大半は、唐・北宋に見られない、新たな敕や令である。南宋でも、命盜や人倫の根本に關する家族關係の原則は律（および若干の唐以來の令）で裁かれるが、その他の多くは、あらたに出現したものである。ことに「田」「役」「産」「繼」に關連する新法律は、土地財産の私有・取引

や、宋の役制に對應するものであり、それらが均田・課役制を前提とした唐代の律や令と矛盾を來すものであったことは、贅言するまでもない。

### おわりに

當初の、南宋の諸法、すなわち敕、看詳、申明、令、指揮など全體の法體系の中で、我々が見ているのがどの部分か、また當時の人々が全法體系をどの程度知悉していたか、という疑問をあらためて考えたい。まず本稿の考察から指摘すべき點は、判語においては、いくつかの特定の條文が偏って頻見されるということである。田5、産12、繼9、などがその代表格である。「はじめに」で述べたように「常人の共曉する所」とされた合同契に關する田19とならび、これらも世に廣く知られた法であつただろう。これらをはじめとする大半の法は、民事的・私法的な分野に屬する。ことに田5（二〇年規定）が、「世人」によつて二つの部分が合わされた結果である點からすれば、當時、戸婚田土にかかわる法の一部に、本來の法とは少し異なつた形の條文も含めて、世人すなわち民間に常識として知られていた法律の範圍というのが別に設定され得るように思われる。いずれにせよ、現存の『事類』の中に我々が見る、もっぱら官衙での用にかかわる理財、人事等々の法律の世界と、判語に頻見する法の世界とは、守備範圍が異なっている。また、神宗以來大變化した南宋令の、『天聖令』との差も再確認できる。では『事類』や『天聖令』と比べてとき、南宋判語の諸法は、民事的なものに偏向した異端なのかと言え、決してそうとは言えない。南宋に民事的な案件が法を用いて次々裁かれていたことは、すでに周知の通りであり、<sup>(32)</sup>『袁氏世範』卷三「田産宜早印契制産」にも「官中條令、惟だ交易の一事、最も詳備爲り、蓋し以て爭端を杜めんと欲すればなり」と、交易法（土地取引法）が南宋の法體系の中でも重要な部分だったという指摘がある。つまりもし何か異端だったというのであれば、『吏部條法』は言うまでもなく、『事類』ですら、當時の一般人民にとって異端な内容であつたと言つて、過言ではない。慶元の『事類』以外の敕令格式や事類が残っていたなら、バランスにお



いて判語法に多少は近い可能性もないではないが、やはり裁判に見られる法の世界は、政府部内のそれとは別なのである。こうして判語に見られる社會と法との關係を顧みると、唐、宋、明といった政治勢力それぞれにおける法の意味を、まったく同質と考えることには、やはり躊躇を覺えざるをえない。唐の律令格式は、當然のこととして、民間の市場による土地の取引を想定していなかった。言うなれば、均田制を前提とした、政治の描くある種の理想に近かった。宋は、命盜や人倫に關わる部分ではそれを受け継ぎつつも、そこに大幅に、地方官・訴訟當事者雙方が用いることのできる詳細かつ具體的な法律を加えた。こうして、南宋判語の「生ける法」には、私法的・民事的な法令が、中國法制史上例がないほど多く見られるに至った。その意味で宋朝は法制史上、決定的に特異であつた。だが本稿は、南宋の判語法の世界を言わば内面的に提示しただけであり、唐や明清のみならず、遼や金、そして元の制度との比較は、史料の許す限り、あらためて行われなければならないだろう。

## 註

- (1) 牧野巽「永樂大典宋史部條法について」『市村博士古稀記念東洋史論叢』富山房、一九三三、仁井田陞「清明集戸婚門の研究」『中國法制史研究（法と慣習・法と道德）』東京大學出版會、一九六四（初出一九三三、四三三五頁）。
- (2) 滋賀秀三『清代中國の法と裁判』創文社、一九八四、二九四頁。
- (3) 滋賀前掲書、二七二頁。
- (4) 滋賀秀三『中國法制史論集——法典と刑罰』創文社、二〇〇三、一一八頁。
- (5) 正徳『袁州府志』一三楊侃「新建郡小廳記」。
- (6) 青木敦「健訟の地域的イメージ——一一—一三世紀江西の法文化をめぐって」『社會經濟史學』六五—三、一九九九。
- (7) 『名公書判清明集』（以下、『清明集』）五莆陽（同縣知縣か）「典賣園屋既無契據難以取贖」の田19。同法は同書に複数箇所あり、『通制條格』一六「典買回產事例」は類似規定を田令として載せる。なお、この「田19」は、同判語中に引用された法律「典田宅者、皆爲合同契、錢・業主各取其一」を指すが、簡略のため、第二章で整理する判語條文の番號に従った。注(14)を参照されたい。
- (8) 宋代の法典編纂史については、十指に餘る。それまでの研究成果の紹介も含め、川村康「慶元條法事類と宋代の法

典』滋賀秀三編『中國法制史——基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三を代表として挙げておきたい。本稿でも、これを下敷きとしている。

- (9) 編纂法典については、『宋史』「藝文志」、『玉海』六六「律令(下)」を主とし、その他『通志』六五藝文略「刑法」、『崇文總目』「刑法類」、『郡齋讀書志』八「刑法類」、『文獻通考』一六七「刑制」などに、目録が見られ、滋賀氏は「宋代には、一般法の外に特別法の領域において、数えきれない程多数の法典が、これまた多くは敕令格式の形をとって編纂された。その内容は殆ど傳存しないけれども、かくも多くの編纂の記録を残すことは他の王朝には見られない歴史上の一つの偉観であると言つてよい。」(滋賀前掲書(二〇〇三)、一二二頁)と述べる。この様な特別法の實例として常平、免役、農田水利、保甲等の門からなる『常平免役敕令』(『宋會要』刑法一—七格令二紹聖元年三年六月八日、「海行の敕令格式と同行せん」とする敕令所の上言に應じて編纂された)などがあり、ことに『宋會要』刑法一「格令」には各種の編纂法典への言及がかなり存在する。特別法の一つである「農田敕」に含まれる諸條文については、拙稿「宋代抵當法の推移—景德「農田敕」から南宋判語に至る非占有質関連規定をめぐって」(近刊)で詳論の豫定である。

- (10) 川村前掲論文(一九九三)などにも述べられているように、宋代の法律をまとめて残している史料は他にも若干ある。『永樂大典』から抄されたものとして、『宋會要』食貨

四五—八—一九「綱運令格」に残されている慶元敕、令、格、式などがあり(仁井田陞「永樂大典本「慶元條法事類」について」『中國法制史研究 法と慣習・法と道德』東京大學出版會、一九六四)、さらに『宋會要』を初めとした諸史料に断片的に残されている法律は無数にある。『吏部條法』、『金玉新書』については仁井田陞「永樂大典本宋代法律書二種——吏部條法總類と金玉新書」仁井田前掲書、一九六四、梅原郁「金玉新書」と宋代の遞鋪」『就實女子大學史學論集』一六、二二〇—一参照。『金玉新書』の現存部分はずかである。

- (11) 『玉海』六七「宋朝敕局」。宋代の各種の法律條文數については、仁井田陞・今堀誠二「金玉新書及び淳祐新書考」『東洋學報』二九—一、一九四二参照。

- (12) 「續降指揮」とは最初に下された元降に對し、その後繼續して出される指揮。『文獻通考』二〇三經籍考に、「其れ續降指揮有り、之れを後敕と謂う。他時を待つを以て入れればなり云」という。南宋では『宋史』一九九「刑法志」に「乾道の時に至り、臣僚言う、紹興以來續降指揮無慮數千、抵牾し以て考據し難し」、『攻媿集』八八「數文閣學士宣奉大夫致仕贈特進汪公(思)行狀」に「建炎以後續降指揮は二萬餘條」云々とあり、その量の膨大さがうかがわれる。『建炎以來繫年要錄』七五紹興四年夏四月庚子に廣東運判が祖宗以來の條例及び續降指揮一〇一八卷を來上した、などとある『止堂集』一一「論續降指揮之弊疏」や『海陵集』四「論革續降之弊」にはその弊害が論じられている。

- (13) 仁井田陞『唐令拾遺』東京大學出版會、一九六四(以下『唐令拾遺』)。
- (14) 本稿では判語を多く引用するため、以下の独自の省略法に従いたい。書名の『清明集』は「清」、『勉齋先生黃文肅公文集』は「黃」、『後村先生大全文集』は「劉」、『朱文公文集』は「朱」、『文山集』は「文」と省略、「書名(漢字一字)、卷數、(「清」では)判語著者名(姓一文字、あるいは原文通り)、「判語タイトル」の順に略記。『清明集』の著者名のうち、「范」は范應鈴、「胡」は胡穎、「劉」は劉克莊、「蔡」は蔡杭、「宋」は宋慈、「吳」は吳勢卿、「方」は方岳、「翁」は翁甫を示す。いずれも中國社會科學院歷史研究所宋遼金元史研究室『名公書判清明集』中華書局、二〇〇二によっている。
- (15) 『清明集』の譯注の参照は以下の通り。清明集研究會編『名公書判清明集』(懲惡門)譯注稿(その一―五)、一九九一、同『名公書判清明集』(人品門)譯注稿(上、下)、二〇〇〇、同『名公書判清明集』(人倫門)譯注稿(清明集研究會、二〇〇五)、同『名公書判清明集』(官吏門)譯注稿、二〇〇八、高橋芳郎『譯注「名公書判清明集」戸婚門——南宋代の民事的紛争と判決』創文社、二〇〇六、同『譯注「名公書判清明集」官吏門・賦役門・文事門』北海道大學文學研究科研究叢書、二〇〇八、同『黃勉齋と劉後村 附文山——南宋判語の譯注と講義』北海道大學大學出版會、二〇一。参照の場合はそれぞれ、門によってのみ略稱とするが、官吏門は高橋氏のものによる。
- (16) 仁井田陞『清明集戸婚門の研究』『中國法制史研究』(法と慣習・法と道德)東京大學出版會、一九六四(初出一九三三)。
- (17) 徐道隣『宋律佚文輯註』(『中國法制史論集』志文出版社、一九七五、もと一九七〇)。
- (18) 王志強『南宋司法裁判中之法條考』楊一凡編『中國法制史考證』甲編第五卷、中國社會科學出版社、二〇〇三。
- (19) 宋版以來の同書の意義について小川快之『清明集』と宋代史研究』『中國——社會と文化』一八、二〇〇三年參照。
- (20) 王前掲論文では、「律考」(全四七項)、「敕考」(全三七項)、「令考」(全二九項)、「隨敕申命考」(全一一項、含「其他指揮」)、「敕考」(全二項)、「形式不明之法條」(全五一項)、「使州約束和郷例」(全八項)に分けている。本稿では以下、必要に応じて、それぞれ「王律1」のごとく、法律種類と項目の番號によって、王論文の法條を指すこととする。王論文における取り落としは、本稿繼12相當の法など皆無ではないにせよ、少ない。
- (21) 敕、路州の約束、郷例が法と稱されることはないが、裁判の判斷基準として郷原の體例は確かに用いられている。柳田節子『宋代郷原體例考』『宋代の規範と習俗』汲古書

- 院、一九九五年参照。
- (22) 『事類』を一見すれば、敕は、律の名例・衛禁・職制・戸婚・廢庫・擅興・盜賊・鬪訟・作僞・雜律・捕亡・斷獄によっており、隨敕申命も同様である。律の編目については仁井田陞・牧野巽「故唐律疏議製作年代考」(七七)(下)『東方學報』(東京)一・二、一九三一、川村前掲論文参照。
- (23) 均田制終焉に伴う田令の減少を扱う山崎覺士「天聖令中の田令と均田制の開」『唐代史研究』一一、二〇〇八を参照。
- (24) 『唐令拾遺』、五五頁、なお池田溫編『唐令拾遺補』、東大出版會、一九九七(以下『唐令拾遺補』)、三一七―三二八頁など。
- (25) 川村前掲論文。
- (26) 稻田奈津子「慶元條法事類と天聖令——唐令復原の新たな可能性に向けて」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、二〇〇八。
- (27) 申明および元來詔敕たる指揮が法律となる過程について、戴建國『唐宋變革時期的法律與社會』上海古籍出版社、二〇一〇、九一―九六頁が依るべき研究である。
- (28) 池田溫「唐令」滋賀前掲書(一九九三)、梅原郁「宋代司法制度研究」創文社、二〇〇六、七七―三頁。
- (29) 仁井田前掲論文の第一節の「序説」と、引用元の法の種類について總覽する第十一節「清明集に見えた法文」の間の第二―十節。
- (30) 『清明集』には文事門・人品門があるが、それらには法律を使う裁きは皆無に等しく、また人倫門に含まれる事案は、戸婚門と分類して差し支えない。
- (31) 『後村先生大全集』一九三「建昌縣鄧不僞訴吳千二等行劫及阿高訴夫陳三五身死事」所載の「強盜賊滿死罪也、殺已(高橋氏に従う)拘執不拒捍之人亦死罪也」は、賊罪に關する何らかの敕および『宋刑統』二八「將吏追捕罪人」の捕亡律と思われるが、法とは書かれていない。
- (32) 清四方「契約不明錢主或業主亡者不應受理」、また詐3は⑬に記したように『宋刑統』二五「詐欺官私取財」の詐僞律二條を複合せせたものと推察される。本條については、青木敦「開發・地價・民事的法規——『清明集』に見える若干の土地典賣關係法をめぐって」『待兼山論叢』(史學編)四〇、二〇〇六に詳述した。
- (33) この條文については川村康「宋代における養子法——判語を主たる史料として」(上)『早稻田史學』六四―一、一九八九参照。
- (34) これはもともと、唐令、北宋天聖令に「無子者、聽養同宗之子昭穆相當者」とあるものである。仁井田氏は正しく繼1を宋令とし、唐令としては繼2型すなわち「爲子(孫)のない形としている。ところで『唐令拾遺補』は、三歳以下異姓養子の繼18、また『文獻通考』一一戸口考「歷代戸口中賦役」に見られる、飢饉の遺棄小兒を收養した場合に、取認の限にあらざる養子の家に附籍に申官し、親子孫法に依ることを聽す、という法律を傳える淳熙八年

- 臣僚言をもって、この唐戸令（戸令14）に「申官附籍」を含めてしまっている（『唐令拾遺補』五二八頁（戸一四「開二五」、追加）。だが繼18も淳熙八年臣僚言もこの戸令ではなく、到底従えないし、また繼1に除附の規定が含まれないことも言うまでもない。
- (35) 『唐令拾遺』四九、二四九頁、李淑媛「休妻棄放——唐代離婚法一七出」、「義絶」問題再探『法制史研究』一七（中央研究院、二〇一一）参照。本稿では敢えて、「無子爲先」は戸令の「一無子」を取意した表現と解し、判語所引の型の一部とはしていない。
- (36) 仁井田前掲論文（『清明集戸婚門の研究』、四三三頁）。
- (37) 清4（范）「羅械乞將妻前夫田產沒官」、清8劉「繼絶子孫止得財產四分之一」、清8「嫂訟其叔用意立繼奪業」再判、清9吳「孤女贖父田」。
- (38) 王前掲論文の王律28、31、王敕22、王令4、19、25、王格2、王不明30など。
- (39) 川村前掲論文（一九九三）。
- (40) 川村前掲論文（一九九三）。
- (41) 『事類』四「上書奏事」、六「差出」の「諸州縣、條具雨暘、及二麥禾稻分數（自肆月壹日至玖月終）、縣五日壹申州、州拾日壹申安撫轉運司、遂類聚四州、二廣每月、餘路每半月、開具聞奏」、あるいは四九「農田水利」の「諸田爲水所衝、不循舊流、而有新出之地者、以新出地給破衝之家（可解田主姓名者、自依退復田法）雖在侘縣亦如之。兩家以上被衝而地少給不足者、隨所衝頃畝多少、均給具兩岸
- 異管、從中流爲斷」など。同書所見の田令は、殆どが前者の様に官の役割を定めたもので、後者も官への申し出を定めている。
- (42) 一例として戸絶關連規定としては五一「道釋門」戸令「諸戸絶有財產者、廂者隣人即時申縣、籍記當日委官躬親抄……」とある。
- (43) ここでは裁判の場において、死文化しておらず、活發に使われた法律を意味する。仁井田氏が『中國法制史研究三 奴隸農奴法・家族村落法』東京大學出版會、一九六二、一九三頁などで「生ける法」というとき、それは慣習法を意味するようであるが、本稿はその立場は取らず、あくまで國法を指す。
- (44) 司法・行政という概念がなく、裁判も行政の一環であった以上、私法が発達する餘地がなかったことは滋賀前掲書（二〇〇三）、五、六頁。
- (45) こうした不受理型の法律や命令は北宋からある。繼12の表中注⑬参照。
- (46) 一方、二〇年規定については、岸本美緒氏が精査しているように、法定期間を過ぎてなお、善惡・白黒の判断をつけている場合も多い（岸本美緒「土地市場と「伐價回贖」問題——宋代から清代の長期的動向」大島立子編『前近代中國の法と社會——成果と課題』東洋文庫、二〇〇九）。
- (47) 『北山集』一「論白契疏」には「典賣田宅者、竝依條爲合同契、一處赴官投印。如是、則白契可以盡革、上不致於虧損官錢、下不致於以典爲賣、公私偕利矣」ともあり、半

ば税を確保し、半ば民間の混乱を防ぐ意圖があったと思われる。

(48) 清三范「歸併黃知府三位子戸」。柳田前掲論文參照。

(49) 清九胡「親鄰之法」。

(50) 宗教反亂の方臘は喫菜事魔ではなく佛教的妖術を使ったとされるが(竺沙雅章「喫菜事魔について」『中國佛教社會史研究』朋友書店、二〇〇二)、むしろ、こうした大小の宗教活動は宋に限られることではない。むしろ、何故宋代にここまで具體に法條文化されたかが問われるべきである。

(51) 福建路令が宋朝の法律に取り込まれていった事例が川村前掲論文(一九八九、養子法下)に見られ、また、結局是

正されたにせよ、『宋會要』禮三六一一四「總麻服」天聖五年四月二十三日、『長編』一〇五天聖五年一〇月乙酉、己丑、『宋史』一六二禮志「丁父母憂」、『宋史』九「仁宗本紀」天聖五年一〇月己丑には、太常禮院および刑法司、外州が各の執守していた、禮として異様な「喪服制度」が、假寧令に編入されていた過程が見える。

(52) 佐立治人『清明集』の「法意」と「人情」——訴訟當事者による法律解釋の痕跡」梅原郁編『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、一九九三、青木前掲論文(一九九九)。

(本稿は科學研究費助成金の成果である)

## THE WORLD OF THE LAW AS CITED IN THE JUDGEMENTS OF THE SOUTHERN SONG

AOKI Atsushi

There is a wealth of records on court judicial rulings from the Southern Song as represented by those in the book of judgment with the title *Minggong Shupan Qingming ji* 名公書判清明集. And, there are two conspicuous aspects of these records. First, judicial trials of the Southern Song differed from their Ming and Qing counterparts in that many laws were cited; and second, more “civil law” were found than the Ming-Qing codes 律 and sub-statutes 條例. However, relying on extant legal records, the *Xingtong* 刑統, *Tiansheng Decrees* 天聖令, *Qingyuan fashilei* 慶元條法事類, which are chiefly limited to the codes. But it is difficult to know the entire scope of these laws. Thus in this study, I attempt to reconstruct the overall legal structure that was actually employed in the Southern Song by following the work of Niida Noboru 仁井田陞, Hsü Tao-Lin 徐道鄰, and Wang Zhi-Jiang 王志強 and collecting citations of the laws noted in these judicial trials. In terms of procedure, I explored a criteria to classify this compilation and came up with a method that was close to that employed in the *Qingming ji* 清明集. From the entire corpus of extant judgments, I documented existence of more than 200 laws and following this criteria I organized them into 174 clauses 條 after further classification and analysis. These were then divided into four categories 門 and two of which were further subdivided into nine sections. Analyzing these, I found the codes 律 and decrees 令 from the Tang through the Northern Song were restricted to laws dealing with basic morality and criminal cases. On the other hand in sections on “Land Transactions” 田, “Labour Service” 役, “Division of Family Property” 產, and “Adoptions” 繼, it is clear that there were many new laws that had not existed prior to mid-Northern Song times. In short, the codes 律 and statutes 令 that had been inherited by the Northern Song did not differ much from those in the Tang as a result of amendments to the laws by regulations 格 and edicts 敕 from late-Tang times onward. However, the result of the collapse of the equal-field system meant the revival of the private ownership of land and the freedom of people to make transactions, and inheritance and division of land came to be practiced. Most of the laws noted above appeared in response to these political and economic changes. In other words, this reality indicates that the

profound impact of the Tang-Song revolution extended to the law.

**POLITICAL DECISION-MAKING PROCESS AT THE HEART  
OF THE QING DYNASTY AND THE ZONGLI YAMEN  
AS SEEN IN THE ILI PROBLEM**

ŌTSUBO Yoshiyuki

This study is a reconstruction and analysis of the political decision-making process at the heart of the Qing dynasty, including the behind-the-scene movements, which cannot be seen in official documents, as one part of a consideration of political decision making in the “rule from behind the curtains” 垂簾聽政 by powerful women of the imperial family. It should be pointed out that on the basis of my previous studies, there existed three chief means of coordinating the views of the Empress Dowagers and their subjects in the process of political decision making, i.e., audiences 召見, memorials 上奏, and court conferences 廷臣會議. Then, keeping these methods in mind, I focus on and analyze the activities of the *Zongli Yamen Dacheng* 總理衙門大臣. As a specific object of examination, I take up the process of arriving at the decision to prepare for the reopening of negotiations with Russia in 1880 in an attempt to resolve the problem of Ili and the pardon of *Chong Hou* 崇厚, who had been sentenced to death as a result of his role in the Treaty of Livadia.

In this regard, the discussions between the *Zongli Yamen Dacheng* without Prince *Gong* 恭親王 and Prince *Chun* 醇親王 were behind the political shift on negotiations with Russia and the pardon of *Chong Hou*. Thereafter, it can be surmised that the *Zongli Yamen*, which had issued an opinion in favor of negotiations with the participation of Prince *Gong*, employed memorials and audiences in an attempt to persuade the Empress Dowagers *Cian* 慈安 and *Cixi* 慈禧 to have the opening of negotiations approved. Two memorials were then issued in the name of the *Zongli Yamen*, and due to the persuasion employed in the audiences, and it can be inferred that proceeding with the negotiations for a time was a strategy that had been predetermined between the Dowagers and the *Zongli Yamen*. However, with the issuance of an opposing memorial, the situation changed abruptly. The views of the Empress Dowagers, which had theretofore been hawk-